

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚

孝

川越日高線	路線名
川越市大字笠幡字本郷四五六七番一 四地先から同市大字笠幡字本郷四五七七 番六地先まで	供用開始の区間
平成二十八年三月八日	供用開始の期日
交差点整備事業による。 平成二十八年一月十五日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第三 号で告示した道路区域の供用開始 である。 延長三一・五〇メートル	備考